

005GC76R

941226

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.1  
【根拠条文】 法第27条の~~25~~第1項に基づく報告書  
【提出先】 関東財務局長  
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)  
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典  
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、  
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140  
【住所又は本店所在地】  
【報告義務発生日】 平成17年12月13日  
【提出日】 平成17年12月16日  
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4名  
【提出形態】 連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	三洋電機クレジット(株)
会社コード	8565
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	大阪府大阪市中央区城見1-2-27

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	282,200		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 282,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 282,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 34,827,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.81
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月12日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2005年10月13日	普通株	1,200	処分	(貸借)
2005年10月14日	普通株	1,300	処分	(貸借)
2005年10月17日	普通株	5,000	処分	(貸借)
2005年10月21日	普通株	500	処分	(貸借)
2005年10月28日	普通株	100	処分	
2005年11月2日	普通株	57,600	取得	(貸借)
2005年11月4日	普通株	4,000	取得	(貸借)
2005年11月7日	普通株	600	処分	(貸借)
2005年11月8日	普通株	300	取得	(貸借)
2005年11月9日	普通株	11,000	取得	(貸借)
2005年11月10日	普通株	3,200	取得	(貸借)
2005年11月18日	普通株	300	処分	(貸借)
2005年11月28日	普通株	35,500	取得	(貸借)
2005年11月29日	普通株	60,100	取得	(貸借)
2005年12月1日	普通株	600	処分	(貸借)
2005年12月5日	普通株	400	処分	(貸借)
2005年12月9日	普通株	100	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 280,700株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入れ)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	2,907
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	2,907



## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者(大量保有者) / 2】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,656,300		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,656,300	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,656,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 34,827,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	4.76
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	—

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月11日	普通株	3,800	取得	
2005年10月12日	普通株	3,100	取得	
2005年10月13日	普通株	700	処分	
2005年10月14日	普通株	50,300	取得	(一部貸借)
2005年10月17日	普通株	15,500	取得	(一部貸借)
2005年10月18日	普通株	2,700	処分	
2005年10月19日	普通株	1,500	処分	
2005年10月20日	普通株	500	処分	
2005年10月21日	普通株	5,100	取得	
2005年10月24日	普通株	337,600	取得	(一部貸借)
2005年10月25日	普通株	600	取得	
2005年10月26日	普通株	132,600	取得	(一部貸借)
2005年10月27日	普通株	1,800	処分	
2005年10月28日	普通株	3,700	処分	
2005年10月31日	普通株	3,800	取得	
2005年11月1日	普通株	91,600	処分	(一部貸借)
2005年11月2日	普通株	350,100	取得	(一部貸借)
2005年11月4日	普通株	53,100	処分	(一部貸借)
2005年11月7日	普通株	28,100	処分	
2005年11月8日	普通株	37,700	処分	(一部貸借)
2005年11月9日	普通株	41,100	取得	(一部貸借)
2005年11月10日	普通株	25,500	取得	(一部貸借)
2005年11月11日	普通株	16,200	取得	(一部貸借)
2005年11月14日	普通株	5,400	処分	
2005年11月15日	普通株	29,300	取得	(一部貸借)
2005年11月16日	普通株	7,100	取得	
2005年11月17日	普通株	75,200	処分	(一部貸借)
2005年11月18日	普通株	59,200	処分	(一部貸借)
2005年11月21日	普通株	4,700	処分	
2005年11月22日	普通株	90,700	処分	(一部貸借)
2005年11月24日	普通株	22,700	処分	(一部貸借)
2005年11月25日	普通株	13,500	取得	(一部貸借)
2005年11月28日	普通株	122,900	処分	(一部貸借)
2005年11月29日	普通株	344,200	取得	(一部貸借)
2005年11月30日	普通株	10,500	取得	(一部貸借)
2005年12月1日	普通株	400	取得	(一部貸借)
2005年12月2日	普通株	23,700	取得	(一部貸借)
2005年12月5日	普通株	16,200	処分	(一部貸借)
2005年12月6日	普通株	3,600	処分	
2005年12月7日	普通株	700	取得	
2005年12月8日	普通株	5,500	処分	(一部貸借)
2005年12月9日	普通株	49,600	取得	(一部貸借)





**第2【提出者に関する事項】****3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

**(2)【保有目的】**

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,198,100		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,198,100	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,198,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 34,827,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	3.44
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月14日	普通株	30,000	取得	(貸借)
2005年10月24日	普通株	330,000	取得	(貸借)
2005年10月26日	普通株	127,700	取得	(貸借)
2005年10月28日	普通株	100	処分	
2005年11月1日	普通株	58,000	取得	(貸借)
2005年11月2日	普通株	189,000	取得	(貸借)
2005年11月4日	普通株	6,000	取得	(貸借)
2005年11月7日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2005年11月9日	普通株	9,000	取得	(貸借)
2005年11月10日	普通株	19,600	取得	(貸借)
2005年11月11日	普通株	17,000	取得	(貸借)
2005年11月15日	普通株	40,000	取得	(貸借)
2005年11月17日	普通株	57,900	処分	(貸借)
2005年11月18日	普通株	71,900	処分	(貸借)
2005年11月21日	普通株	140,000	取得	(貸借)
2005年11月22日	普通株	140,000	処分	(貸借)
2005年11月24日	普通株	86,200	処分	(貸借)
2005年11月25日	普通株	34,000	処分	(貸借)
2005年12月7日	普通株	18,200	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により1,197,600株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	708
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	708



**第2【提出者に関する事項】****④【提出者(大量保有者) / 4】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	有限会社リヴレット
住所又は本店所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	平成16年7月30日
代表者氏名	李 鴻基
代表者役職	取締役
事業内容	1. 債権の買取業 2. 不動産の売買及び賃貸借並びにその仲介 3. 不動産の管理及び鑑定 4. 不動産に関する情報の収集及び提供 5. 不動産信託の受益権の取得、保有、管理及び売却 6. 什器、家具、建具、室内装飾品の売買及び賃貸借並びにその仲介 7. 金銭貸付業及びそれに関するコンサルタント業務 8. 上記に付帯又は関連する一切の業務

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

**(2)【保有目的】**

経営参加
------

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	11,575,600		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 11,575,600	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 11,575,600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 34,827,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	33.24
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年12月9日	普通株券	11,575,600	取得	2,000円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

(1)報告者は、平成17年12月9日に、三洋電機株式会社から11,575,600株の当該普通株式を取得する停止条件付の株式譲受契約を締結しており、譲受実行日は、平成17年12月22日である。

(2)報告者は、平成17年12月13日に、上記(1)に基づく譲渡実行日を平成17年12月27日とする変更契約を締結した。





### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.
- (4) 有限会社リヴレット

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	14,712,200		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 14,712,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 14,712,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 34,827,101
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	42.24  注: Goldman Sachs (Japan) Ltd., Goldman Sachs International 及び Goldman Sachs & Co. は、有限会社リヴレットの「特別関係者」(「公開買付に関する開示」証券取引法第27条の 2第7項で定義される)には該当しない。
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	-

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau  
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton  
Name: Oliver S. R. Buxton  
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

\_\_\_\_\_  
(署名)

マネージング・ディレクター

\_\_\_\_\_  
(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

\_\_\_\_\_  
(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

平成17年/2月/3日

関東財務局長 殿

代理人：           ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
                          (ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1  
                          六本木ヒルズ森タワー

委任状

有限会社リヴレットは、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号  
渋谷クロスタワー  
有限会社リヴレット  
取締役           李 鴻基

